

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会		
所在地	新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽 1431 番地 1 (刈羽村福祉センター「いこえ～る」内)		
連絡先	電話：0257-45-2026 FAX：0257-45-2066		
県指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日 (番号：1576000291)		
管理者氏名	赤澤 隆司 (アカサワ リュウジ)	介護支援専門員	1 名
使用する 課題分析表	MDS-HC 2.0		
営業日時	月曜～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 *緊急時等の場合は電話で 24 時間受付けます。(090-2674-9498)		
休日	土・日曜日、祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)		
通常の事業の 実施地域	①刈羽村 ②柏崎市 (柏崎市中心部以北地域)		

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を行います。

具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1) で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も継続的に把握・管理します。また居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
- (4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙にて説明します。
- (5) わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (6) あなたの要介護（支援）認定の申請についてお手伝いします。
- (7) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力致します。また、医療との連携を密にすることを原則とします。病院に入院した場合、退院後に安心して在宅生活を送る事ができるように、あなたとご家族に了承を得た上で、病院への情報の提供を行い、連携を図ります。入院する必要が生じた時には、病院へ介護支援専門員の指名及び、連絡先を伝えて下さい。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則と致します。
- (3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供致します。
- (4) わたしたちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の原案の内容について説明を充分に行ったうえ居宅サービス計画書等をお渡しします。居宅サービス計画作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的かつ定期的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに定期的に訪問し、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- (5) あなたから居宅サービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、いつでもご相談に応じます。
- (6) わたしたちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施するうえでの糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。
- (7) わたしたちは、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は次の者です。

氏名	あかさわ りゅうじ 赤澤 隆司	職種	介護福祉士
連絡先	0257-45-2026	勤務形態	常勤 専従

3 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけではなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し付けください。

窓口設置場所	刈羽村大字刈羽 1431 番地 1	☎	0257-45-2026
責任者職名	係長	責任者氏名	わたなべ ともみ 渡邊 智美

- (2) 当事業所は、苦情を適切に解決するため、苦情解決第三者委員を設置しています。刈羽村社会福祉協議会・事務局（☎0257-45-2026）までご連絡下されば、あなたを担当する第三者委員を紹介します。（柏崎中心部以北地域の方には、柏崎市社会福祉協議会第三者委員を紹介します。）

(3) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

①刈羽村関係機関

苦情受付機関	刈羽村・福祉保健課	☎ 4 5 - 3 9 1 6
	新潟県国民健康保険団体連合会	☎ 0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

②柏崎市関係機関

苦情受付機関	柏崎市・介護高齢課	☎ 0 2 5 7 - 2 1 - 2 2 2 8
	新潟県国民健康保険団体連合会	☎ 0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

4 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の金額は、通常の場合法律の規定に基づき、介護保険から給付されますので、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、事業者介護保険からサービス利用料が支払われない場合は、一旦、1カ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者はサービス提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に提出しますと払い戻しを受けることができます。

① 基本利用料（1か月当たり）

	取扱要件	利用料（1か月当たり）	
居宅介護支援費Ⅰ	居宅介護支援費（i） ＜取り扱い件数が45件未満＞	要介護1・2	10,860円
		要介護3・4・5	14,110円
	居宅介護支援費（ii） ＜取り扱い件数が45件以上 60件未満＞	要介護1・2	5,440円
		要介護3・4・5	7,040円
	居宅介護支援費（iii） ＜取り扱い件数が60件以上＞	要介護1・2	3,260円
		要介護3・4・5	4,220円
居宅介護支援費Ⅱ	居宅介護支援費（i） ＜取り扱い件数が50件未満＞	要介護1・2	10,860円
		要介護3・4・5	14,110円
	居宅介護支援費（ii） ＜取り扱い件数が50件以上 60件未満＞	要介護1・2	5,270円
		要介護3・4・5	6,830円
	居宅介護支援費（iii） ＜取り扱い件数が60件以上＞	要介護1・2	3,160円
		要介護3・4・5	4,100円

(注)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額で、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

②加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を提供した場合（1月につき1回を限度）	3,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院または診療所において医師又は歯科医師等の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行う	500円

	とともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1月につき1回を限度）	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）	2,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報を、カンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報を、カンファレンス以外の方法により2回受けた場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報を、2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等に職員から利用者に関する必要な情報を、3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合	4,000円
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2名以上配置し、かつ介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、かつ介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、かつ介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,230円
特定事業所加算（A）	主任介護支援専門員を1名以上配置し、かつ介護支援専門員を2名以上（うち1名は非常勤でも可）配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	1,140円

特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定している場合等	1,250円
特別地域 居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月当たりの実利用者が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

③減算 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月上の継続の場合100%)
指定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円

5 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 キャンセル料

あなたが、このサービスの利用をキャンセルしても、キャンセル料は頂きません。ただし、このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが事前に社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会までご連絡ください。

7 業務継続計画の策定

感染症や災害が生じた場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた継続の策定、研修、訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症及びまん延等に関して、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施に取り組みます。

9 虐待の防止

虐待の発生またはその再発防止のため、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修の実施に取り組みます。

10 ハラスメント対策

ハラスメント防止に取り組み、働きやすい環境づくりを目指します。利用者またはそのご家族、その他関係者が、事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 サービスの利用にあたってご注意いただきたいこと

(1) あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡ください。

- (2) わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、わたしたちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (3) わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。
- (4) 作成した計画通りにサービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。わたしたちや、他のサービス事業者からの説明や注意には、できる限りご了解ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地	新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽 1431 番地 1
事業所名	社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会
代表者職・氏名	会 長 武 本 純 印

説明者職・氏名 介護支援専門員 赤 澤 隆 司 印

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意しました。

上記契約の証として、本契約書別紙を2部作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(立会人) 住所 _____

氏名 _____ 印